

議第154号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

令和元年5月16日提出

京都市長 門川大作

損害賠償額		927,000円
事故の概要	種別	樹木の幹折れによる建物の破損事故
	発生年月日	平成30年9月4日
	被害者	
	損害の程度	建物の屋根等の破損

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。

